宇治 市政だより

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所 KK 新進堂

市の住民登録人口
(43年1月31日現在)

世帯数	24,350世帯
人口	86,614人
男	44,341人
女	42,273人
外人登録人口	1,367人

43年1月市人口の動き

出生183人	死亡49人
結婚 65組	離婚 3組

市の面積
67.29 平方キロメートル

宅造指導要綱案まとまる

住みたくなる街づくりが目標

秩序ある宅地造成へ

宇治市では、昨年九月に用途地域の指定を行い、住みよい街づくりを進めることを決めましたが、今回、宅地造成が無秩序に行なわれないよう「宇治市住宅地造成事業に関する指導要綱案」をまとめさる一月二十五日の市議会全員協議会で説明を行ないました。

最近の人口増は著しいものがありますが、ほとんどが住宅地の開発にともなう社会増といえるもので、宅地造成が行なわれると同時につぎつぎと家が建てられています。

このままの状態では、道路、下水道、上水道、広場、保育所、学校、公民館などの公共施設の建設が著しく立ち遅れ、市民生活に多大の不便をもたらすだけでなく、市の財政面に及ぼす影響も大きく計画的に市政を進めることができなくなることも十分考えられます。

今回事務当局がまとめた要綱案は、住みよい街づくりを進めるため、市と宅造業者が緊密な連絡のもとに、造成事業が行なわれるよう、細部についての基準を示したもので、宅地造成計画の事前協議や、造成地内の公共施設の設置などが盛り込まれています。

三〇アール以上が対象

この指導要綱案が適用される範囲は三〇アール（約九〇〇坪）以上の宅造事業で、おおむね次のとおりです。

(1)宅地造成事業の認可申請前に市の同意を得る。
(2)事業の施行については市の指示を受ける。
(3)事業を行なうときは関連する事項について市と話しあってきめる。
(4)道路や水路などの公共施設を作ることについては、市の指示を受ける。
(5)学校、幼稚園、保育所、公民館、上水道施設等の公共施設の設置や、その費用を負担する。
(6)宅造地内への進入路の新設や改良については市の指示をうけること。
(7)し尿処理施設、排水施設、溜池の整備等については市の指示を受けて実施する。
(8)事業者の自費による教育施設等の設置や経営、宅造地区内外に通じる路線バス運行については事前に市の同意を得る。
(9)事業の実施によって生じた被害の補償の責を負う。

ことなどですが、三〇アール以下の小規模事業であっても、市と協議して市政に重大な影響のあるものは、この要綱案を準用することになっています。

なお、この要綱案は実施細目をつくり再度市会に説明し、了承を得て実施する予定です。

（建設部）

梅原さんの作品が入選

木幡小学校の校章

宇治市教育委員会では、昨年四月に開校したばかりの木幡小学校に校章や校歌がないため、広く市民のみなさんから募集していましたが、このほど校章が決定し、間もなく校歌も決まります。

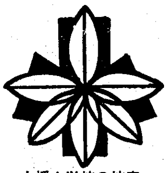
木幡小学校の校章

さる一月十日、校章審査委員会（堀井信夫審査委員長）を開き応募総数四十七点を審査した結果梅原博さん（六地蔵柿ノ木町）の作品を入選とし、木幡小学校の校章に決定しました。

この校章は、小学校の「小」の文字を背景にして、木幡小学校の「木」を中心に六枚の若葉をデザインしたもので、どんどん伸びゆく姿を表わしています。

また、佳作には、上田昭二さん（宇治蓮華）、内海芳一さん（六地蔵柿ノ木町）の作品がそれぞれ選ばれました。

また、一月十二日、同じく木幡小学校の校歌の審査会（和田正美審査委員長）を開き、応募作品八点を審査しました。

①木幡小学校の校歌として特徴のあるもの ②新しいセンスのあるもの ③生徒に愛唱されやすいものを審査基準として、審査した結果、入選作品はなく、次の三点を佳作として選びました。

一、木幡小学校四年一組生徒の合作（南千恵子先生担任）
二、木村哲夫さん（木幡花揃）
三、橘盛応さん（綴喜郡田辺町）

なお、入選作品がなかったため佳作として選ばれた四年一組の生徒の合作作品を専門家に依頼し手を加えて校歌を作成することになりました。

（教育委員会）

税率の改正や保険料の採用

国保運営協議会の答申

宇治市国民健康保険運営協議会（会長＝上田正夫氏）では、さる一月十九日、先に市長から諮問していた①「国民健康保険税の税率改正」②「国民健康保険税を保険料に切替えること」について次のように答申しました。

① 国民健康保険税率の改正
現在の保険制度が、保険税によって運営されている以上、累積する赤字を解消するためには、税額の引き上げも止むを得ないとして、来年度では現行税額の六〇％程度を引き上げ、更に四十四年度に三〇％程度の税率を引き上げて健全財政を維持することが望ましい。

② 保険料の採用
現在、保険税の賦課最高限度額は五万円であるが、保険料に改め、賦課の最高限度額を八万円に引き上げることにより、国保財政の健全化をはかる。また保険料の時効を二年にして徴収成績の向上をはかることなどが、答申で述べられています。

（保険年金課）

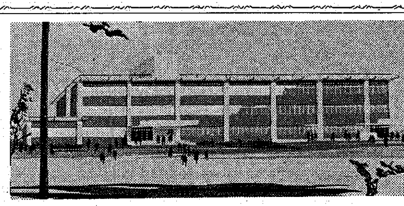

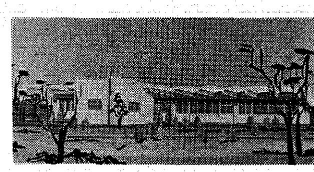

【写真】（上）槙島小学校と（下）槙島幼稚園の完成予想図
（左）くわ入れをする市長

スマートな校舎に新築

槙島小学校と幼稚園 六月末に完成

校下の人達から、一日も早い完成が待たれている槙島小学校と同幼稚園の起工式は、さる一月二十三日午前十一時から、槙島町吹前三十五番地の新校舎建設地で行ないました。

式には、新庄市長、堀井教育委員長、北嶋教育長など関係者二十五名が出席、新庄市長が立派な校舎完成を祈って、くわ入れを行ないました。

槙島小学校は、昭和四年四月に現在の場所に校舎が建てられて以来、いままでほとんど増改築も行なわれずにきましたが、昭和二十五年四月には槙島幼稚園が学校内に併設され、その間、文字どおり校下の〝教育の広場〟としての役目を果してきました。

しかし、市の人口増が著しくなった昭和三十九年頃から、市では年次計画で学校の新築や改築を計画していますが、同校下にも住宅地の開発があり、転入する児童が多くなり、教室の不足、せまい運動場、教室のいたみなど、教育施設としては不十分なことが多く、今年度において、この槙島小学校と槙島幼稚園の移転改築を行なうことになったものです。

新小学校の建設場所は、現在のところから約一、三〇〇メートルほど西の市道大河原線に面した場所で、ほぼ校下通学区域の中心にあたります。

新校舎の敷地は、幼稚園の敷地も含めて、約一九、五〇〇平方メートルで、小学校は鉄筋コンクリート造りで三階建て、延べ一、九一九平方メートル。普通十教室、音楽・理科の特別教室のほか、職員室・校長室・保健室・放送室・宿直室・用務員室などがあります。一方、幼稚園は鉄筋コンクリート平家建てで、延べ二三三平方メートル、遊戯室一、保育室二、職員室などです。

総工費は、一億五千九百余万円で、二学期から新校舎で勉強ができるよう、きたる六月三十日までに完成する予定です。

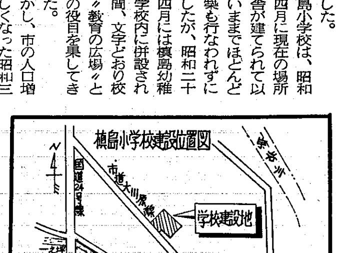

水道課からお願い

新築や宅造をされるときは事前にご相談を

市内の水道使用者は、急激な地域開発の影響によって増加の一途をたどり、止まるところを知らない状況です。

水の使用量においても大巾に増加し、昨年府営山城浄水場からの受水使用量は一日最高一四、〇〇〇トンを記録し、今までと同じように給水の申込みを受けてゆくと今年の夏には、一日最高一八、〇〇〇トンを上まわる使用量が予想され、給水能力を越えることは必至であります。

市としては、使用量が多くなる夏場の給水については断水などを防ぐための応急対策を実施する予定でありますが、家屋を新築される方や、住宅地を造成される方は、前記のように給水事情がひっぱくしていますので事前に必ず水道課にご相談下さるようお願いします。

（水道課）

市民税の申告は3月15日までに

今年も、市民税の申告書を提出していただく時期になりました。

3月15日（金）の申告期限までは土曜日の午後、日曜日いずれも午後5時まで受付けています。

期限まぎわになりますと、受付が大変混雑しますから、なるべく早目に申告して下さい。

申告は、期限までにされないと、保険など所得からの控除をしないで税金が計算されますので、必ず期限内にすませましょう。

◇申告をしなければならない人

(1) 昭和四十二年中に所得があった人。ただし給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が出されている人や、税務署へ確定申告をした人は除かれます。
(2) 給与所得者でも、給与所得以外に農業所得や家賃、その他の所得のある人。
(3) 配当所得のある人で、所得税について源泉選択課税を受けた人。
(4) 雑損や医療費の控除を受けようとする人。
(5) 純損失、雑損失の控除を受けようとする人。
(6) 市内に住んでいなくても、別宅や店舗のある人。

◇申告書に領収書などが必要な場合

(1) 生命保険料控除を受けるとき（一つの契約が九千円をこえるもの）
(2) 医療費控除を受けるとき
これらの場合には、領収書や証明書を申告書につけなければ、それぞれの控除が受けられません。申告用紙は、二月上旬ごろにお届けしますが、届かなかったときは税務課市民税係まで連絡して下さい。すぐにお届けします

今月の出張徴収

二月二十六日
日槇公会堂、広野公民館、開公民館、伊勢田公民館

二月二十七日
東宇治室、木幡公民館

二月二十八日
川東公民館、宮東公民館

（取扱時間は、いずれも午前十時から午後四時まで）

納税は、べんりな出張徴収をご利用ください。
今月は固定資産税第四期分と国民健康保険税第九期分の納期月です。
なお、これまでの滞納分も取扱います。

みんなが入ろう交通災害共済

十五日から新会員を募集

交通事故はいつもあなたをねらっている

交通事故にあったときの経済的な負担を少しでも軽くするため、昨年六月から発足した市交通災害共済の会員は、昨年末で九、一二七名を数えました。

交通事故防止運動は、あらゆる機会をとらえて国民的な運動がくり広げられていますが、自動車の増加する勢いにつれて、事故もうなぎのぼりにふえているのが現状です。

交通事故は、人災である以上必ず防げるものですが、そのためには交通安全施設の整備、運転者の自覚はもちろんですが、いつも被害者の立場になる無防備な市民一人一人が交通事故から自己を守る心構えを持つことも大切なことなのです。交通事故の責任に対する社会の追求はきびしくなり、事故補償も充実されつつありますが、一般にはまだまだ十分な補償を得ることはむつかしいのが実状といえます。

しかし事故はいつどこで起こるかわかりません。一度事故にあうと楽しい家庭も一瞬のうちに破かいされたり、一家の柱をなくし不幸のどん底に落し込まれることもめずらしくありません。そのうえ経済的な負担もばく大なものになります。

市交通災害共済は、一日一円の会費を納めるだけで、万一交通事故にあったとき死亡五十万円、ケガをしたときはそのケガの程度により十万円から二千円までの見舞金が支払われる制度です。

見舞金50万円が二件

制度が生まれて会員の中から二名の死亡者と五十二名のケガ人があり、見舞金の総額は百七十八万八千円に及んでいます。この見舞金は、交通事故にあったときの出費を少なくするために支給されるものですから事故の原因が会員の自損行為であっても、また相手方から補償を受けても相殺されたりすることはありません。

市では、この制度に一人でも多くの市民の方に加入していただくために先に加入された共済期間がきたる三月三十一日で終るため、引き続き加入を希望する方のためにきたる二月十五日から表の日程で受付を行ないますので、加入を希望される方は、この機会をご利用ください。

なお、引続き申込まれた方は四月一日から向う一年間が、四月二日以後に申込をされたときは加入された日から一年間が共済期間となります。

なお、会費は、共済期間が一年間になるので三百六十五円になります。

（保険年金課）

宇治市交通災害共済出張受付日程

<table>
<tr><th>月日</th><th>曜</th><th>場所</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>2月15日</td><td>木</td><td>六地蔵公会堂</td><td rowspan="4">10時～15時</td></tr>
<tr><td>16日</td><td>金</td><td>大和田公会堂
岡谷公民館</td></tr>
<tr><td>17日</td><td>土</td><td>小倉公民館</td></tr>
<tr><td>18日</td><td>日</td><td>紫ケ丘公民館
小倉ゆかり団地入口</td></tr>
<tr><td>19日</td><td>月</td><td>槇島公民館
下村公民館</td><td>10時～12時
13時～15時</td></tr>
<tr><td>20日</td><td>火</td><td>東目川公民館
西目川公民館</td><td>10時～12時
13時～15時</td></tr>
<tr><td>21日</td><td>水</td><td>折坂集会所</td><td>20時～15時</td></tr>
<tr><td>22日</td><td>木</td><td>岡本公会堂
三軒家公民館</td><td>10時～12時
13時～15時</td></tr>
<tr><td>23日</td><td>金</td><td>志津川公会堂
白川公民館</td><td>10時～12時
13時～15時</td></tr>
<tr><td>24日</td><td>土</td><td>菟道公民館</td><td rowspan="5">10時～15時</td></tr>
<tr><td>25日</td><td>日</td><td>旦椋公会堂
広野公民館</td></tr>
<tr><td>26日</td><td>月</td><td>伊勢田公民館
開公民館</td></tr>
<tr><td>27日</td><td>火</td><td>東宇治分室
木幡公民館</td></tr>
<tr><td>28日</td><td>水</td><td>神明公民館
川東公民館</td></tr>
</table>

◎市役所保険年金課でも受付を行なっています。

八日に一件の発生

宇治市火災統計

宇治市消防署では、昭和四十二年度の火災および救急統計をまとめました。これによると、市内の火災および救急の発生件数は年々増加する傾向にあります。これは宇治市の急激な人口増加や住宅、工場の増加にともなうものと考えられます。さいわい、みなさま方のご協力と早い通報で大事に至らず、損害額は最近数年来の最低額にとどまりました。

この統計の概要は次のようなものです

▽火災件数……四十六件
建　物……二十二件
林　野……　十一件
車　両……　五件
その他……　八件
損害額合計…五百十五万円

▽火災の主な原因
たばこの吸がら　八件
たき火　七件
ガス・ストーブ・コンロ　六件
交通機関・スパーク　七件
かまど・ふろ　三件
その他（火の不始末・ローソク・ライターなど）　十五件

▽火災は平均して八日に一回発生しており、火災による一日平均損害額は一四、一二三円、一世帯平均損害は二二六円となっています。火災により、これだけの財産を失っていることになります。

▽救急出動件数……七八八件

このうち取扱件数は六七五件

火災のない宇治市を実現するため、こんごとも防火について市民のみなさんにご協力をお願いします。

（消防本部）

優良家庭を表彰

国民健康保険

＝6年間無病は18世帯＝

宇治市では、昭和三十六年四月一日から国民健康保険をはじめましたが、昨年十二月末で、五、一五〇世帯が加入しています。

宇治市では、毎年、国民健康保険優良家庭を表彰しており、昭和四十一年度には二五〇世帯もの優良家庭が誕生しました。

この健康優良家庭とは、一年間無病で一度も保険医にかかったことがなく、しかも、国民健康保険税を年度内に完納した世帯です。

現在、第一回から六回つづけてこの表彰を受ける家庭は十八世帯あります。家族全員が健康管理に十分留意して、この無病記録を多くの家庭が達成されるとともに、この記録を更新されることが期待されています。

市では、これらの健康優良家庭に対して、新庄市長のあいさつ状を付して記念品を贈っています。

表彰された家庭は次のとおりです。

（◎印は六年間連続表彰世帯）

六地蔵＝山村こま、芳沢巖夫

木　幡＝赤井みつ、安部政代、神先美代、川崎一、川村久子、菊地正行、木村ナツヱ、北崎キヱ、小西徳次郎、小林マチ、阪田武治、阪部貞夫、柴田善一、菖蒲田利子、塩谷キサ、隅田龍蔵、杉本勝治、武田笑、田中鹿太郎、田端宗一、土屋良一、中山真砂、西三郎、広上賢治、樋口栄太郎、平岡博次、藤岡千代、古山富子、松下恵美子、宮下正謙、三ケ月広吉、吉田誠子

五ケ庄＝◎井上角太郎、◎稲垣鈴一、今井阿ヤ、大西なつみ、奥野伊作、太田伝七、大橋仲子、◎木村宗武、古久保常夫、◎進士静栄、多田芳太郎、田中末吉、竹本喜一、高杉平三、田谷良忠、滝呑昇、高原廸郎、鳥居イト、難波達雄、仲野一馬、西垣晃、西田初枝、藤田しか、藤田きく、福山いそ、福本勉、掘朝二、宮本とよ、宮前幸郎、森光子◎山村タカ

菟　道＝井上久吉、石田ハナ、宇佐美ヒデ、大谷貞子、久保見甚一、沢井幸太郎、才内安次郎、◎田村たきえ、谷岡保三、辻本万平、戸田義行、中戸雪子、野上留吉、服部幾治、広野里世

笠　取＝市川佳吉、上尾治三郎、本谷らい、森こと◎山本増太郎

宇　治＝愛須正次、荒木梅三郎、池本音吉、池永伊三郎、◎岩井菊、稲田三枝、上野忠幸、江崎千代、大西喜一郎、大川与一郎、上辻光代、木下茂蔵、久保田浅次郎、小松富蔵、◎清水千代乃、杉村憲一、住岡与平、田中イマ、田中良一、田中金三郎、地上修斉、辻村力造、徳本ジュウ、中野洋司、中野ヨシノ、中井信太郎、◎林ふさ、服部頼次、藤井敏勝、本間文子、松田美津子、森田良城代、森政治、森本光雄、山本治一、山本仲次、山口安二、渡辺豊真、泉藤治郎、飯田格、◎梅田梅乃、◎里村加寿、鈴子恒康、杉本一彦、辻本浅枝、松本松市、前川清久、吉田まさ、青木喜一郎、東町子、大鋸与吉郎、川極繁良、辻忠夫、長東佐三、松下林、安見弥三郎、宇野きよ、梅村光、金蔵郁子、北川ミキ、北川モミ、岸見祖随、中谷郷正、松古久子、居川牧蔵、加藤重長、日下部喜子、鈴木定雄、種村ヒサ、◎辻さつき、広森きく、宮原光晴、村西啓三

神明・羽拍子＝井内良章、川戸よし子、佐々木ミツヱ、田中健吉、◎辻本富子、永野繁蔵、新美綾子、藤田恭子、森沢市松、山中秀吉、横田節子

白　川＝古川ミサヱ、古川貞一、古川末子

槇　島＝井内尉造、江口優、奥山音松、川北スヱ子、◎小島かん、佐原義信、菅野一栄、中村清、前田つる、光永淑子、若井花子

小倉町＝遠藤裕子、大場但馬、上谷勝昭、木下光男、岸正郎、田中信子、千葉伝一、辻田テル、鳥居南和男、中西こぎく、中村末吉、中田宣、長谷川睦生、松井初枝、正木フサヱ、吉本千代子

伊勢田町＝織田要、岡崎美代子、北川兵太郎、鈴木弘子、杉本五一郎、◎西川正、藤井花子、細見哲二、三崎道夫、吉岡ヒサヱ

開　町＝阿部清、奥平幾次、中井富美子、箱谷義一、人見繁夫、丸山勢津

広野町＝赤塚節子、井垣久代、岡田一枝、岡村重行、小島千鶴子、小林日代数、角村繁光、高村重太郎、◎竹村清、田中一正、中井つき、巽マサ、辻外松、中雄美佐子、◎原国次郎、藤田セキ、松下文、松本フサ子、村瀬初之助、村上ふで子、山岸エン、森奈賀雄、山口伍一

大久保町＝出田直美、岩崎正雄、瓜生君子、岡崎長、大下綾子、北岡半次郎、北岡竹蔵、北村正智、北岡茂、高木平一郎、飛田リエ、森敬蔵

（保険年金課）

移動交番所

新興住宅街を巡回

宇治署では、昨年十二月十八日から、新しい試みとして「移動交番所」制度を実施しています。

最近、宇治地方は急激な人口増加にともない、新興住宅地があちこちに造成されています。それにともなって、各警察官派出所、駐在所の仕事が広域化・複雑化し、市民のみなさんの家庭を訪問し、また、巡回する機会も少なくなりご要望にこたえられず、いろいろとご迷惑をおかけしてきました。

パトカーによる移動交番所

この移動交番所は、少しでもこのようなご迷惑を解消し、ご要望にこたえられるために、警察と住宅地のみなさんが一体となって、明るく楽しい、住みよい街にするために設けられたものです。

宇治署管内には、現在、二十三の新興住宅団地があります。これを第一ブロック（署所在、大久保小倉派出所管内）、第二ブロック（城陽）、第三ブロック（東宇治木幡派出所管内）に分け、府警本部のパトカーの協力を得て、三台で新興住宅地を巡回しています。時間は午前十時から午後六時まで、巡回するとともに、一定の場所で駐車して、みなさんの願いや届け出相談を受け、「動く交番所」として仕事を行います。

これまで、ややもすると、派出所や駐在所までという気持から市民のみなさんとの接触の機会が少なかったことと思いますが、こんご、みなさんの近くをパトカーが「移動交番所」の表示をして巡回しておりますので、気軽にご利用ください。

なお、電話番号に市内局番がつきましたのでおしらせします。

宇治警察署　二二―三二一一番
　　　　　　二二―三二一二番
小倉駐在所　二一―二三五二番
東宇治警部補派出所
　　　　　　三一―八二二九番

（宇治警察署）

今月のお知らせ

特別弔慰金・特別給付金を支給

この特別弔慰金とは、戦争により昭和十六年十二月八日以後に死亡された戦没者の遺族のうち、すでに弔慰金を受け、しかも、公務扶助料や遺族年金などを受ける者がいない人に対して、改めて支給されるものです。請求期限は昭和四十三年五月三十一日までです。

また、特別給付金とは、最愛の子や孫を戦争で失い、そのため子孫が絶えた父母などに支給されるもので、請求期限は昭和四十五年七月十三日までです。

くわしくは宇治市役所内福祉事務所でおたずねください。

昭和四十三年度 固定資産税課税台帳縦覧

縦覧の日時
・三月一日から三月二十日まで
・毎日午前九時から午後五時まで
・なお、土曜日も休日も平日通り行います

縦覧の場所
・宇治市役所税務課固定資産税係

心配ごと相談

定例相談
二月　十三日　前川　霊性
　　　　　　　松山　まき
二月　二十日　井上　永吉
　　　　　　　宮城　敏夫
二月二十七日　田中　定助
　　　　　　　山崎　政栄
三月　五日　　松阪　重一
　　　　　　　金井金一郎

法律相談
二月　十五日　松枝述良弁護士
　　　　　　　金井金一郎
（以上いづれも川東公民館で午後一時から四時まで）

家庭問題相談
二月　十四日　家庭裁判所
　　　　　　　松岡真太郎

人権相談
三月　七日　法務局
　　　　　　入江宗太郎
（以上いづれも川東公民館で午前十時から午後四時まで）

今月の地区相談日は二月十三日午後七時から九時までです。
東宇治＝松岡民生委員宅
宇　治＝川東公民館
小　倉＝小倉公民館
大久保＝大久保公民館
槇　島＝江口民生委員宅

第二回宇治市身体障害者福祉大会

第二回宇治市身体障害者福祉大会を二月二十五日に開催します。

この大会は、身体障害者のくらしを守り、社会の理解を深めるために開くものです。宇治市身体障害者連絡協議会の会員の方はもちろん、身体障害手帳のない人も、非会員の方もご遠慮なく参加してください。

会場は宇治市民会館三階の大ホールで、時間は午後一時からです